

大和市公告第50号

平成26年5月25日（日）に実施する大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項に規定する縦覧期間内に異議の申出がなかったため、同令第22条第4項の規定により、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定める。

平成26年4月21日

大和市長 大 木 哲

- 1 宅地所有者が選挙すべき委員の数  
7人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数  
1人